



島根県報

平成19年 7月12日 (木)

号外 第 89 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

選管告示

参議院島根県選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の選任	1
参議院比例代表選出議員選挙における島根県選挙分会長及びその職務代理者の選任	1
参議院島根県選出議員選挙における選挙長及び参議院比例代表選出議員選挙における島根県選挙分会長の勤務する場所	2
参議院島根県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙等の様式	2
参議院島根県選出議員選挙における選挙事務所の標札等の配色	11
参議院島根県選出議員選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及びその色	11
参議院島根県選出議員選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所	11
参議院島根県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	12
参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	12
参議院島根県選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額の制限額	12
参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称及び略称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	12
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数	12

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第86号

平成19年 7月29日行う参議院島根県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成19年 7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

参議院島根県選出議員選挙選挙長

松江市東朝日町125番地 津 田 和 美

参議院島根県選出議員選挙選挙長職務代理者

松江市北堀町176番地 長 岡 隆

島根県選挙管理委員会告示第87号

平成19年 7月29日行う参議院比例代表選出議員選挙における島根県選挙分会長及び島根県選挙分会長に事故があり、又は島根県選挙分会長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成19年 7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

参議院比例代表選出議員選挙島根県選挙分会長

安来市広瀬町石原462番地 岩 田 弘 志
参議院比例代表選出議員選挙島根県選挙分会長職務代理者
松江市北堀町176番地 長 岡 隆

島根県選挙管理委員会告示第88号

平成19年 7 月29日行う参議院島根県選出議員選挙における選挙長及び参議院比例代表選出議員選挙における島根県選挙分会長の勤務する場所は次のとおりである。

平成19年 7 月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

参議院島根県選出議員選挙選挙長

松江市殿町 1 番地 島根県庁

参議院比例代表選出議員選挙島根県選挙分会長

松江市殿町 1 番地 島根県庁

島根県選挙管理委員会告示第89号

平成19年 7 月29日行う参議院島根県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙、仮投票用封筒、投票用封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒の様式を次のとおり定める。

平成19年 7 月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

一 参议院島根県選出議員選挙における投票用紙等
投票用紙

表
折目

<p>こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名</p>	<p style="text-align: center;">第二十二回参议院島根県選出議員選挙投票</p> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>島 根 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印</p> </div>
--------------------------------------	---

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙は薄黄色合成紙とする
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

点字投票用紙

表
折目

<p>こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名</p>	<p style="text-align: center;">第二十二回参议院島根県選出議員選挙投票</p> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>点 字 投 票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>島 根 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印</p> </div>
--------------------------------------	--

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙は薄黄色（特厚口）上質紙とする。ただし、点字投票である旨の文字表示は青色刷りとし、点線枠の部分に「参议院選挙区」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に規定された点字により「サンギン センキョク」と表示したものを貼付する。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

仮投票用封筒

表

仮 投 票

島根県選挙
管理委員
会之印

投 票 者
氏 名

投票所

裏

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙は薄黄色（中厚口）上質紙とする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

投票用封筒
外封筒

表

第21回
参議院島根県選出議員選挙
不在者投票
(外封筒)

島根県選挙
管理委員
会之印

投票者
氏 名

投票区名

選挙人名簿
登録番号

男女別

男 女

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

在外選挙人の投票に使用

裏

投票年月日 平成 年 月 日

投票場所 何の場所

不在者投票管理者(職・氏名)

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委員会委員長
(何々)船舶その他施設の名称及び不在者投票管理者を記載するこ
と。)

立会人
氏 名

内封筒（投票用封筒、郵便等による不在者投票及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒共通）

表

(内封筒)

注意 この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした
うえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

裏

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙は薄黄色（中厚口）上質紙とする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

郵便等による不在者投票における投票用封筒
外封筒

表

第21回
参議院島根県選出議員選挙
郵便等による不在者投票
(外封筒)

投票記載年月日 平成何年何月何日
投票記載場所 何 郡市 何 町 何 番地
右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。

投票者 氏 名

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区名
選挙人名簿登録番号
男女別
男 女

裏

島根県選挙管理委員会之印

外封筒(代理記載用)

第21回
参議院島根県選出議員選挙
郵便等による不在者投票
(外封筒)

代理記載用

投票記載年月日 平成何年何月何日	投票区名
投票記載場所 何郡何村何番地	選挙人名簿登録番号
右の年月日及び場所において次の代理記載人をして投票の記載をさせました。	男女別
投票者 氏名	男女
代理記載人 氏名	

注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。また、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず自分で書いてください。

裏

島根県選
 挙管理会之印

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙は薄黄色(中厚口)上質紙とする。ただし、代理記載用である旨の文字表示は緑色刷りとする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十八センチメートル、横約八センチメートルとする。

特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒
外封筒

第21回
参議院島根県選出議員選挙
不在者投票
(外封筒)

島根県選
挙管理会之印

投票者 氏名	投票区名
	選挙人名簿登録番号
	男女別
	男女

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏

投票年月日 平成 年 月 日

投票場所 何の場所

不在者投票管理者(職・氏名)
何々(特定国外派遣組織の名称を記載すること。)の長

立会人 氏名

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙は薄黄色(中厚口)上質紙とする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十八センチメートル、横約八センチメートルとする。

二 参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙等

表 折目

<p>候補者氏名又は政党 その他の政治団体の 名称若しくは略称</p>	<p>第二十一回参議院比例代表選出議員選挙投票</p> <p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> <p style="text-align: right;">島根県選 挙管理委 員会之印</p>
---	--

備考

- 一 印刷は、赤色刷りとし、用紙は白色合成紙とする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

点字投票用紙

表 折目

<p>候補者氏名又は政党 その他の政治団体の 名称若しくは略称</p>	<p>第二十一回参議院比例代表選出議員選挙投票</p> <p style="text-align: center;">点字投票</p> <p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> <p style="text-align: right;">島根県選 挙管理委 員会之印</p>
---	--

備考

- 一 印刷は、赤色刷りとし、用紙は白色（特厚口）上質紙とする。ただし、点字投票である旨の文字表示は青色刷りとし、点線枠の部分に「参議院比例代表」の文字を赤色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に規定された点字により「サンギン ヒレイ ダイヒョー」と表示したものを貼付する。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

仮投票用封筒

表

仮 投 票

島根県選挙管理委員会之印

投票者氏名

投票所

裏

備考

- 一 印刷は、赤色刷りとし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

投票用封筒

外封筒

表

第21回

参議院比例代表選出議員選挙

不在者投票

(外封筒)

島根県選挙管理委員会之印

投票者氏名

在外選挙人の投票に使用

投票区名

選挙人名簿登録番号

男女別

男 女

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏

投票年月日 平成 年 月 日

投票場所 何の場所

不在者投票管理者(職・氏名)

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委員会委員長
(何々)船舶その他施設の名称及び不在者投票管理者を記載する(と。)

立会人

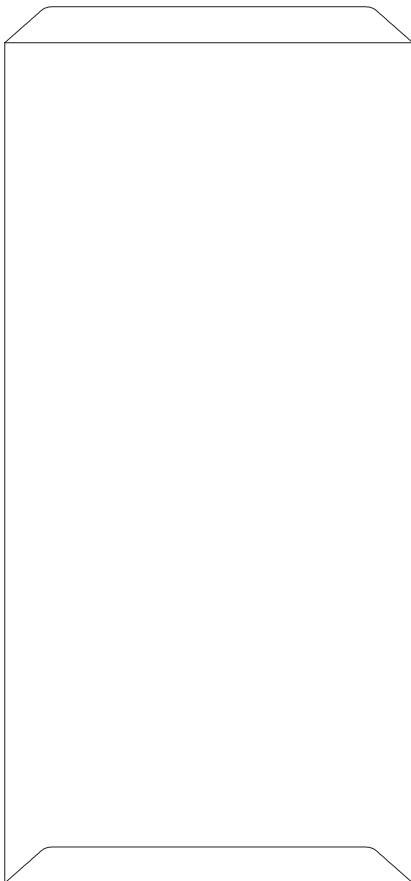
氏 氏
名 名

内封筒 (投票用封筒、郵便等による不在者投票及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒共通)

表

(内封筒) 注意 この封筒には、何も記載しないでください。この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

裏



備考

- 一 印刷は、赤色刷りとし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
二 押すべき印は、刷込式とする。
三 寸法は、外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

郵便等による不在者投票における投票用封筒 外封筒

表

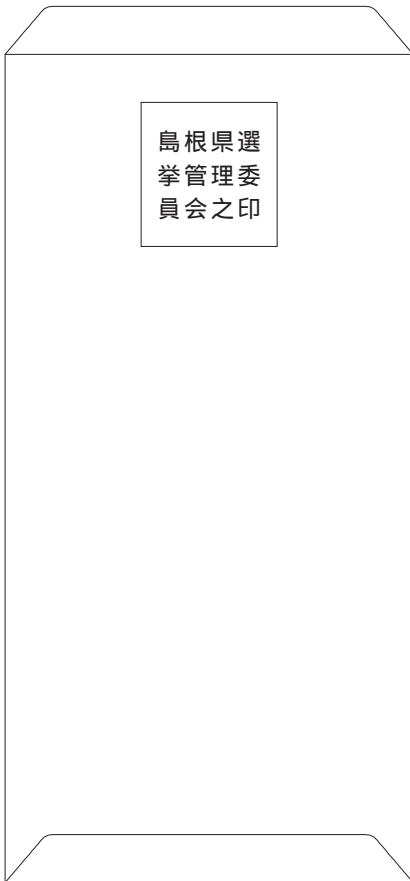
第21回 参议院比例代表選出議員選挙 郵便等による不在者投票 (外封筒)

投票記載年月日 平成何年何月何日
投票記載場所 何郡市何町何番地
右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。
投票者 氏名
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区名
選挙人名簿登録番号
男女別
男女

裏

島根県選挙管理委員会之印



外封筒(代理記載用)

第21回
参議院比例代表選出議員選挙
郵便等による不在者投票

(外封筒)

代理記載用	
投票区名	
選挙人名簿登録番号	
男女別	
男 女	

投票記載年月日 平成何年何月何日
投票記載場所 何 郡市 何 町 何 番地
右の年月日及び場所において次の代理記載人をして
投票の記載をさせました。
投票者 氏 氏 名 名
代理記載人 氏 氏 名 名

注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。また、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず自分で書いてください。

裏

島根県選
挙管理委
員会之印

備考

- 一 印刷は、赤色刷りとし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。ただし、代理記載用である旨の文字表示は緑色刷りとする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒
外封筒

第21回
参議院比例代表選出議員選挙
不在者投票

(外封筒)

島根県選
挙管理委
員会之印

投票区名	
選挙人名簿登録番号	
男女別	
男 女	

投票者 氏 名

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏

投票年月日 平成 年 月 日 投票場所 何の場所

不在者投票管理者(職・氏名)
何々(特定国外派遣組織の名称を記載すること。)の長

立会人 氏 氏 名 名

備考

- 一 印刷は、赤色刷りとし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十八センチメートル、横約八センチメートルとする。

三 参議院島根県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における不在者投票
証明書用封筒

表

注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出して
ください。
開封すると不在者投票はできません。

選挙人 氏 名
不在者投票証明書在中

裏

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙は半晒クラフト紙七五・五キログラムとする。
- 二 寸法は、縦約十八センチメートル、横約七センチメートルとする。

島根県選挙管理委員会告示第90号

平成19年 7 月29日行う参議院島根県選出議員選挙における選挙事務所の標札、選挙運動用自動車・船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用の立札又は看板の類の表示板、乗車又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

平成19年 7 月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

白地とし、文字は黒色とする。

島根県選挙管理委員会告示第91号

平成19年 7 月29日行う参議院島根県選出議員選挙における選挙運動用ビラ証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

平成19年 7 月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

地模様 細紋
地模様の色 黄色

島根県選挙管理委員会告示第92号

平成19年 7 月29日行う参議院島根県選出議員選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所を次の

とおりに定める。

平成19年7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日時 平成19年7月12日 午後6時

場所 松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第93号

平成19年7月29日行う参議院島根県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおりに定める。

平成19年7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日時 平成19年7月13日 午後6時

場所 松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第94号

平成19年7月29日行う参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおりに定める。

平成19年7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日時 平成19年7月17日 午前9時

場所 松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第95号

平成19年7月29日行う参議院島根県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

平成19年7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

制限額 31,590,400円

島根県選挙管理委員会告示第96号

平成19年7月29日行う参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおりに定める。

平成19年7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日時 平成19年7月12日 午後7時

場所 松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成19年 7 月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 12,139 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 167,825 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| | 八束選挙区 | 3,767 |
| | 仁多選挙区 | 4,409 |
| | 簸川選挙区 | 7,453 |
| | 邑智選挙区 | 6,601 |
| | 鹿足選挙区 | 4,759 |
| | 隠岐選挙区 | 6,610 |
| | 松江選挙区 | 52,751 |
| | 浜田選挙区 | 16,886 |
| | 出雲選挙区 | 39,611 |
| | 益田選挙区 | 14,212 |
| | 大田選挙区 | 11,412 |
| | 安来選挙区 | 12,161 |
| | 江津選挙区 | 7,505 |
| | 雲南・飯石選挙区 | 14,184 |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 167,825 |

